

商法における配当可能利益-資本維持原則と収益力表示との調整の問題に寄せて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9149

商法における配当可能利益

— 資本維持原則と収益力表示との調整の問題に寄せて —

保 住 昭 一

はじめに

- 一 実定法概念としての配当可能利益
 - 二 期間利益概念と配当可能利益
 - 三 資本維持原則と収益力表示との調整
—— 改正要綱試案の立場 ——
- むすびにかえて

はじめに

商法の計算規定は、さまざまな企業会計の目的から規定せられるべきであるが、とくに企業の年度決算を前提とする限り、その目的は、出資者に帰属すべき配当可能利益の計算方法と、その確定手続を規制するところにあるといつて差支えない。商法の規制対象が資本的企業であり、その存在目的を性格づけている基本的要素が営利性である以上、それは当然のことであろう。しかしながら、商法の計算規定の理解に当つて、あるいは将来の改正に当つて最も

重要かつ困難な問題は、この配当可能利益の計算方法をめぐつて生ずる。すなわち、配当可能利益の算定には、資産の評価、減価償却、繰延勘定、負債性引当金といった会計上のあらゆる問題が関連してくる一方、商法における固有の立場ないしは法目的による独自の制限が加えられるからである。

この点において、かつて企業会計審議会の中間報告として発表された「企業会計原則」や、それに準拠した証券取引法(同法一
九三条)に基づく財務諸表規則(昭和二五年証券取
引法規則一八号)は、会計理論に依拠した利益計算方法をもつており、それは企業会計原則に従つて商法の計算規定を改正する目的で公表された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」にも具体化されている。他方、法制審議会商法部会も過去数年間にわたつて続けられた討議を基礎として、「会社の計算規定改正の問題点」(昭和三年七
月四日発表)を公表し、その後昭和三年八月二七日、法務省民事局の試案として、「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱」を公けにして、商法固有の目的からする配当可能利益計算の限界を明らかにしている。もつとも改正要綱自体は、あくまでも民事局の一応の試案であつて、商法部会全体の意見の最大公約数としての性格をもつものではない。その後提出される意見を参照し、かつ再検討を加えた後、改年法律案として固められるのであるから、その内容に若干の変更が加えられることは予想される。しかし、その基本的性格は変わらないと思われる。

ところでここに注意されねばならないのは、わが国の企業会計原則が「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののうちから、一般に公正妥当と認められたものを要約したものであつて、必ずしも法令によつて強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当つて従わなければならない基準」であること(前文)、その設定当初においては、独自の目的意識をもつた原則として、単なる会計実務の反映ではなかつたにせよ、設定以来一〇年以上、会計実務を支配し、計算規定に関する商法の不備を補う商慣習ないしは商慣習法化しているという事実と、その実質

的内容が財務諸表規則によつて成文化され、しかも証券取引法（一九三三年大蔵省令第一号）によつて基準とされ、その限りで会計実務の中に実施されているという事実である。したがつて、配当可能利益の計算方法をめぐる収益力表示と財産表示、ないしは損益法と財産法の対立から生ずる問題の調整は、もはや企業会計原則と法との調整の段階ではなく、法と他の法との調整、具体的には商法と証券取引法との調整にまでいたつていべきである。このような現実の発展段階において、商法の計算規定改正の方向は、それが企業会計を規制する最も有効な（強制力ある）手段であるという意味で、その基本的態度が明らかになる必要がある。

本稿は、商法の計算規定の中心目的たる配当可能利益の算定につき、それは収益力の表現である期間利益の計算基準をもたねばならないという見地に立つて、若干の検討を加えようとするものであるが、この点で現行法の資本維持の枠内において、期間利益の計算基準に接近を試みる改正要綱試案が、どの程度まで会計原則等に一致しようとしているか、また、どの点で資本維持を貫徹しようとしているかを考察してみたいと思うのである。何分にもこの分野に対する浅学と会計学ないしは会計原則等に対する不理解のため、非常な誤りを犯している箇所もあるかと思われるが、大方の厳しい御叱正を賜り、この分野における私の研究の第一歩としたい。そしてこの拙い小稿を、商法研究に限りない御教示を頂いた恩師松岡熊三郎先生の御祝と感謝に捧げたいと思う。

一 実定法概念としての配当可能利益

配当可能利益 (profits available for dividends) というのは、いかなる資本概念をとるにせよ、それを配当しても維持すべき資本は侵害せられないという性質から規定される概念であるが、法律上では配当規制との関連から生ずる概念である。すなわち、物的会社における有限責任制度の代償として、会社の利益配当については法は厳格な規制を

するのが常であり、かかる配当規制との関連から、利益配当の適法性の限界を画するのが配当可能利益である。いずれの国においても程度の差はあるにせよ、利益配当に関する法的規制を設けている。しかし、法律上維持すべき限度である資本を侵害しない限り、利益配当は適法とされるに止まり、配当可能利益につきそれ以上積極的な規制を加えないのが普通である。したがって、配当可能利益の概念は、必ずしも明らかであるとは限らない。

(1) 一九四八年イギリス会社法の配当規制は、配当は利益以外から支払つてはならないと定め(一六条)、また、取締役は配当委託以前に適当な準備金を利益から留保すべきことを定めている(一七条)。しかし、利益だけが配当可能であるとしても、その前提である利益の意義が不明確であれば、この配当規制の適用も明瞭でない。この点で一九〇年の Spanish Prospecting Company, Ltd. 事件にみられる利益の概念を引用すると、つぎのようである(一〇)。利益とは二つの特定期日における財政状態の比較を意味する。基本的には、その年度において営業により獲得された利益であるが、それは二つの時点における資産の比較により確定することができる。二つの時点における企業の全資産を比較するならば、最初の時点に比較して、後の時点における増加は(ただし、その間の資本の払込または払出を除いて)、当該期間の利益である、と。このように、イギリス会社法上の利益概念は、純財産増加概念に基づいているが、その算定基準については会社法に直接規定がなく、判例法上の諸原則に基づいて配当可能利益が規制せられる(二)。すなわち、(イ)固定資産の損失は配当可能利益の算定に考慮することを要しないこと、(ロ)前年度に生じた流動資産の損失は、当期に営業上の利益がある限り無視しても差支えないこと、換言すればある期間の収益がその期の流動資産に関する費用以上であれば、その超過額を配当しても差支えないこと、(ハ)当期の流動資産の損失は他に利益のない限り無視できないこと、(ニ)固定資産売却益および固定資産再評価益は配当可能利益に算入しうるものが認められ(三)、これに加えて資本勘定、収益勘定にいかなる項目を計上するかは、取締役の判断事項であること等が附加される(四)。

要するにイギリス会社法は、配当の限度を利益の範囲内に制限するのみで、配当可能利益算定の諸原則は、妥当な会計実務に期待することとして、法は直接かかる専門的問題に關与するのを差控える態度をとつてゐるといえる⁽⁵⁾。

(2) 配当規制として興味のあるのは、アメリカ会社法の規定である。いうまでもなくアメリカ法においては、各州の間に統一がなく、配当規制もきわめて複雑である。配当規制の主たる目的は、各州の一般会社法に強い影響を残した一八二四年の *Wood v. Dummer* 事件の信託基金の原則 (*trust fund doctrine*) にみられるように、会社財産を不当に株主に分配することを防止し、会社債権者の利益を保護することにおかれるが⁽⁶⁾、他面、企業に投下した資本を不当に清算することから株主を保護するためにも、会社資本の安全な限界を維持することが必要とされる⁽⁷⁾。今日の一般会社法にみられる配当規制は⁽⁸⁾、便宜上つぎのような型に分類できる⁽⁹⁾。

(1) 最も一般的な規定は、配当は剰余金 (*surplus*) から支払うべきものと定める制限である。すなわち、資産・負債の差額たる純財産が法定資本 (*legal capital*) を超過する場合にのみ、その限度内で配当が可能であるというのであり、資本欠損禁止原則 (*capital impairment doctrine*) である。この種の配当規制では、額面超過額を含む払込剰余金が配当可能利益に算入される可能性があり⁽¹⁰⁾、さらに再評価益、固定資産評価益および減資差益のような剰余金についても同じことが問題になる。

(2) 資本を超過する剰余金のうち、配当は利益剰余金 (*earned surplus*) のみに限定する少数の州法がある。利益剰余金以外の払込剰余金その他の剰余金は、万一の資本の欠損填補のため、配当基金に算入せず企業内に留保すべきが健全な方策であり、これらは法定資本に準ずる資本剰余金 (*capital surplus*) として、配当可能利益から区別される⁽¹¹⁾。ただし、その基本的立場が法定資本の維持から出発しているため、資本剰余金の範囲をまず法定し、その剰余を利益剰余金として確定する。つまり貸借対照表基準をとるわけである。

(9) 若干の州法では、法定資本を超過する純益としての剰余金がない場合は、配当は、当期もしくは前期の利益から、残余財産分配優先株の保護規定に違反しない限り、支払いうると定めている。この配当規制のもとでは、年度決算をまたぎある時期までに生じた利益の配当を認めると解され、また前期に生じた資本の欠損を填補することなく、当期利益から配当をなしうるし、当期欠損を填補することなく、前期の累積利益から配当しても差支えないと解される(12)。

以上のような配当規制は、資本欠損禁止原則と剰余金原則ということができるが、これらの原則に加えて、州によつては、さらに支払不能原則 (insolvency rule) を附加している(13)。すなわち、法定資本の侵害がなく配当可能利益が算定されても、その配当支払により会社の財政状態が悪化し、債務の支払が不能になるような場合には、配当が禁止されるといふのである。しかし、支払不能とは、負債が資産を超過すること、剰余金を有しながら「短期負債の弁済ができないこと」(inability to meet current debts)との二つの意味があるので(14)、資本欠損禁止原則または剰余金原則のいずれかの配当規制に結合せられるべき配当基準にすぎない(15)。いずれにせよ、アメリカ会社法の配当規制のもとでは、会計上の観点から指摘されるように、原則として、配当により会社の資本が欠損に陥ることを禁止し、配当が、法律上許されるか否かは、会社の利益、剰余金または純財産の額に関係を有している。しかし、それは会社が所有する現金の有高とは一応無縁であり、また営業活動から生じた利益のみならず、特別の非経常的・臨時的取引から生じた実現収益も配当可能利益となる(16)。

(3) わが商法二九〇条一項は、利益配当の要件として、損失を填補し、かつ準備金を控除しなければならぬと定めている(六条参照)。この規定は、配当可能な利益の計算を定めた規定ではなく、配当によつて侵害すべからざる限界を定めた規定である。厳密にいえば、会社財産の最低限として維持すべき資本の欠損になるような配当は、いかな

る意味においても禁止するという内容である。前述のアメリカ会社法に比較すれば、資本欠損禁止原則に基づく配当規制に相当する。

ところで現行商法の配当規制に関連して、その前提となる利益（または損失）の計算方法は、必らずしも明確ではないが、一般に説かれているところではつぎのようである。すなわち、決算期における財産について法の要求する評価原則に従い総目録を作成し、それに基づく摘要表として、貸借対照表を作成し、全資産と全負債との比較により期末純財産額を算定したあと、当期利益は、期首および期末純財産額の変動として示される。この計算体系は、純財産増加をもつて利益と考える純財産増加概念であり、財産法（ないし棚卸法）に基づく利益計算である⁽¹⁷⁾。この立場では、少なくとも期中の純財産額の増減を確定しなければ、損益が計算されないわけである。商法がかかる利益計算の体系をとっているのは、いうまでもなく、配当規制を債権者保護の立場から規定し^{(商二九〇、（案五参照）}、資本維持原則を貫徹するためであるが、その利益概念には、つぎのような特色がある。

まず、配当可能利益が資本欠損禁止原則に関連して生ずるから、ここでいう維持すべき資本の概念およびその範囲が問題になる。ただし、維持すべき資本概念の選択により、配当可能利益の算定額に差を生ずるからである。一般的に資本とは、(1)額面株式の券面額、または無額面株式の表示金額、(2)株式の発行価額、(3)期首の資本（期首純財産）等三どおりの範囲がなりたつ。そこで資本を第一の意義にとるならば、あらゆる剰余金は配当可能利益に算定されることとなる。そしてとくに無額面株式の発行に伴う払込剰余金の出現により、この資本概念には弱点を生じた⁽¹⁸⁾。もともと額面超過額を含む払込剰余金をはじめ一般に資本剰余金というのは、株主の払込資本（paid-in capital）またはその変形を意味し、これを配当可能利益の財源に加えて、株主に配当することは、いわば一種の資本返還である⁽¹⁹⁾。例えば一九四八年以前のイギリス会社法は、株式の時価発行の場合のプレミアムを利益として処分すること

を認めていたし、昭和二五年改正以前のわが商法も払込資本の一部たる額面超過額を配当可能利益に算入できた(二八八条参照)。しかし、イギリスの現行会社法五六条は、これを変更しプレミアムは株式額面超過額勘定 (share premium account) に組入れるべきものと定め(20)、わが現行商法も利益準備金と区別して額面超過額、払込剰余金をはじめ、資産評価益、減資差益および合併差益を資本準備金として無制限の積立を法定し(商二八八条)、これらの剰余金を配当可能利益の財源となしえないものとしている。しかし、会計上というそれ以外の資本剰余金(財務規五二条参照)は、商法上配当可能利益となりうる。つぎに株式の発行価額の全額という第二の資本の意味にとると、この場合には、払込資本の全部を維持しなければならないことが要求される。この場合には、額面超過額または払込剰余金の配当は当然に禁止され、その他の資本剰余金については、第一の資本について述べたところがそのまま嵌まるが、第一の資本の意味よりは合理的である。額面超過額を含む払込剰余金のほかに剰余金がないときは、配当は累積利益 (accumulated profit) すなわち、商法上の任意準備金の取崩しのみに限定される。さらに会計年度の期首純財産の意味における第三の資本概念をとつた場合には、前年度からの繰越欠損や資産評価損があつても、これを填補することなく当期利益の配当が可能である。イギリスの判例法上の配当規制およびアメリカの数州では、かかる配当を認める(21)。しかし、わが商法では、繰越欠損のときはそれ以上の任意準備金、資本に欠損なく当期損失のみのときはその額を超過する任意準備金の存在しない限り、配当は不可能である。配当可能利益算定の面から、もしこの資本的損失 (capital loss) の繰延を認めるとすれば(会社法即第三章外社照券原、則二D・意見書三参照)、資本をこの第三の意味にとらなければならぬ。

つぎに利益が純財産額の計算によつて行われるから、配当可能利益は貸借対照表を基準として算定されることである。株式会社には損益計算書の作成が義務づけられているが(商二八一条イ)、そこに示される当期利益は、期首と期末の純財産の変動であつて、損益計算書そのものから直接に導き出される利益ではない。したがつて配当可能利益とは、

損益計算書を基準とする当期の利益 (current net profit) という意味ではなく、利益として増加した資産のみが法律上配当可能であるという考え方に立つわけであつて、その結果として純財産額計算のための資産・負債の評価方法に重点がおかれている。そして同じ貸借対照表を基準とする利益でも、時価主義による場合と、原価主義による場合とは違つた結果を生じ、とくに時価主義では、固定資産に生ずる未実現の利益ないし評価益が配当可能利益に算入される点で著しく異なる。また、純財産額計算の前提となる資産は、具体的な換価価値ないし換金性あるものに限定されるべく、例えば繰延資産等の計上は、本来が損失であつて、これが将来に有益な効果をもたらすことがいかに確実であつても、換金性のない擬制資産の計上であると考えられる。もつとも現行商法は、固定資産については原価主義を承認し(商三四)、株式会社にはそれを強制して(商二八五)、年度決算における評価益の計上を禁止する態度をとつており(22)(なお商二八八条の二三参照)、また、一定種類の繰延資産の計上を認め(23)(商二八六条・二八六条の二)、かかる資産を純財産額計算の前提に加えて利益計算の基準としているから、純粹の財産法的利益計算の立場を統一しているわけではない。

(1) Bateman, *Company Accounting*, (1952) p. 72.

(2) イギリスにおける配当規制は、有名な *Lee v. Neuchatel Asphalt Co.* (1889) 事件を境にして、それ以前の厳格な資本維持原則は緩和せられることとなるが、一八五〇年—一八八〇年代の諸判決については、*Weiner, Theory of Anglo-American Dividend Law*;—*The English Cases*—, 28 Col. L. Rev. (1928) p. 1046 et seq. 参照。なおその批判として、*Yamey, Aspects of the Law Relating to Company Dividends* (in *studies in Accounting*, ed. by Baxter), (1950) p. 61 et seq.

(3) *Gover, Modern Company Law*, (1954) p. 113 et seq.; *Bateman, op. cit.*, 74 et seq. しかし固定資産についての未実現の評価益に関する *Ammonia Soda Co. v. Chamberlain* (1918). 事件は、資本に生じた欠損を固定資産の再評価によつて填補する問題であり、配当可能利益算定の問題に直接関連するものではなく (*Gover, op. cit.*, p. 114 n. 68)。

- (4) Yamey, *op. cit.*, p. 73.
- (5) 厳格な資本維持原則の代りに、配当の決定には取締役に最大限の自由を認めるといふ原則を確立したのは、*Lee v. Neuchatel Asphalt Co.* (1889) 事件におけるリンドレー判決である。この事件は会社が配当宣言に際して、主要な消耗資産の減価を無視した理由で提起されたのであるが、下級審は資産価値が実際に増加していることを理由に被告会社の配当を認めた。控訴審におけるリンドレー判事は、会社法（一八六二年法）に配当の計算に関する直接の規定がないのは、営業上の問題は実業家の自治に任せざるべきであるとの趣旨であるとして、定款に認められている限り、かつ取締役に悪意のない限り、資本からの配当も差支えなく、裁判所は干渉すべきではないと決した。この判例の影響は、Yamey, *op. cit.*, p. 64 et seq.
- (6) Edward H. Warren, *Safeguarding the Creditor of Corporation*, 36 *Harv. L. Rev.* (1923) p. 544.
- (7) Ballantine, *On Corporations*, rev. ed. (1946) p. 529.
- (8) ノメリカにおける配当規制の変遷について、Kehl, *The Origin and Early Development of American Dividend Law*, 53 *Harv. L. Rev.* (1935) p. 36 et seq.
- (9) 維根ダ、Weiner, *Theory of Anglo-American Dividend Law; — American Statutes and Cases —*, 29 *Col. L. Rev.* (1929) p. 461 et seq.; Ballantine and Hills, *Corporate Capital and Restrictions upon Dividends under Modern Corporation Laws*, 23 *Cal. L. Rev.* (1935) p. 239 et seq.
- (10) 本邦の剰余金の配当制度を論じたものとして、Weiner, *The Amount Available for Dividends Where No-Par Shares Have Been Issued*, 29 *Col. L. Rev.* (1929) p. 906 et seq.; 又 Ballantine and Hills, *op. cit.*, p. 243.
- (11) Ballantine and Hills, *op. cit.*, p. 238; Hanfeld, *Operating Deficit and Paid-in Surplus*, 9 *Acc. Rev.* (1934) pp. 237, 240.
- (12) Ballantine and Hills, *op. cit.*, p. 246; Weiner, *op. cit.*, 29 *Col. L. Rev.* (1929) p. 477.

- (13) Kehl, op. cit., p. 59 によれば、支払不能による配当制限の起源は、一八三〇年のマサチューセッツ生産会社法およびそれを修正した一八三六年の同州修正法律 (Mass. Rev. Stat. 1836, c. 38, p. 331, § 23) であるといわれている。
- (14) Weiner, op. cit., 29 Col. L.Rev. (1929) p. 465.
- (15) Ballantine and Hills, op. cit., p. 239.
- (16) Finney and Miller, Principles of Accounting, Intermediate, 4th. ed. (1951) p. 297.
- (17) 実方正雄「利益配当および建設利息の配当」(株式会社法講座四卷) 一三二五頁以下、田中(誠)・久保・山村・吉永「会社会計法規詳解」一四七頁以下。
- (18) Ballantine and Hills, op. cit., p. 235 et seq.; Hills, Model Corporation Act, 48 Harv. L. Rev. (1935) p. 1336.
- (19) Ballantine, On Corporations, p. 578.
- (20) Gower, op. cit., p. 106; Bateman, op. cit., p. 27.
- (21) アメリカ法上かかる配当規定には、例えば Ballantine, op. cit., p. 580 et seq. のように、一定要件のもとにこれを支持する考え方もあるが、イギリスの Ammonia Soda Co. v. Chamberlain (1918) 事件や Verner v. The General and Commercial Investment Trust Co. (1894) 事件の判例法を承認してなすアメリカ法上は、これに対する反対説が強い。例えば Berle, Investors and the Revised Delaware Corporation Act, 29 Col. L. Rev. (1929) pp. 575, 576.
- (22) 固定資産の評価益計上が禁止される以上、商法二八八条の二と号にいう評価益は流動資産に関するものであるが、これを資本準備金として拘束する必要があるか否かは問題である。現行法の解釈として、これを資本準備金として拘束する必要はないとするのは、石井「商法 I」四四六頁、田中(誠)「資本と準備金」(株式会社法講座四卷) 一三〇五頁等であり、反対説は、松田・鈴木「条解株式会社法下」四一八頁参照。
- (23) これを制限列举とするのが通説である。

二 期間利益概念と配当可能利益

実定法概念としての配当可能利益は、法定資本維持の観点から、期末純財産のうち維持すべき資本を超える部分という形で規定される。つまり、それを配当しても資本の侵害(違法配当)とならないものだけが利益と観念されるわけである。ここに維持すべき資本とは、すでに述べたように、資本剰余金のうち積立てを強制される資本準備金および留保利益のうち積立てを強制される利益準備金を含めた法定資本である(商二八四条の二・二八八条)。これらの維持すべき資本を超える部分として規定される利益は、特定の時点(期末)における利益として、いわば時点的な利益概念である。それは法定資本を超過する純財産部分であるというだけだ、それがいつ、いかなる源泉から生じたかは問題にならない(1)。したがって、それは当期の純利益ではなく、過年度からの留保利益を加えたもの、または繰越欠損を差引いたものである。かかる利益概念を前提にして、商法が利益配当の可能性を限界づけるため直接規制をおよぼすのは、資本の欠損填補に関する繰越欠損の控除であり、留保利益に関しては利益準備金の控除である。それ以外の留保利益に関しては直接の規制なく、任意準備金も定款変更または総会決議により、積立ての拘束を解けば配当可能利益たりうる(2)。

そこで現行法の配当可能利益の計算基準は、債権者のために担保財産を法定資本額だけ増加せしめる目的から設けられ、結局、利益として増加した財産のみが、法律上、配当可能であるという考え方に立っている。したがって、それが期間利益としての性質をもつか否かは、いわばどうでも良い問題である。しかし、現行法は、財産法の立場を決して一貫しているわけではなく、先に述べたように、損益法に基づく期間利益の計算基準を加味している。商法の配当可能利益に関し、このような期間利益の計算基準が全く問題にならないとすれば、現行法の損益法を加味した二元論

的立場は、二つの立場の妥協的解決としてはほとんど何の意味もなきものにならう(3)。もつとも、配当可能利益から前期末現在の留保利益を除外すれば、当期末の利益は本質的には時点的利益であつても、配当可能利益として期間利益の性格をもつこととならう。しかし、ここで問題とするのは、このような意味における期間利益ではなく、営業成績判断の基準として考えられる期間利益の意味である。損益法による期間利益は、そのほとんどが何等かの意味でその期中における営業成績の良否判断の基準として考えられるのであり、そのような性質をもつ利益計算を問題としている。期間利益をもつて収益力 (earning power) の表現とみるいわゆる当期業績主義 (current operating performance concept) の立場にたつ損益計算において、これが強調されていることは周知のとおりである(4)。他方法律学上においても、商法の計算規定の存在理由が窮極的には債権者保護におかれるとしても、それを達成する唯一の手段が、財産法でなければならぬという観点には疑問がもたれており、債権者保護の目的も損益法による適正な収益力の表示により達成できるはずだという見解を生じてきている(5)。他面、典型的な近代の株式会社における株主も、企業経営から分離されている現状のもとでは、経営者の不当な会計処理に対する予防として、また実質的な投資回収を保障するための株価の維持として、決算財務諸表の作成・公示に対して、適正な収益力の公開に関心をおくのは当然のなりゆきであつて、現実の問題として考えれば株主も債権者も等しく投資者である(証取二)。このように決算財務諸表の公示目的に、正確な期間利益の計算基準をとつた収益力を公開せしめようとする方向は、恐らく正当な考え方といふべきであつて、配当可能利益の計算基準に、企業の継続を前提とする期間利益としての性質を反映せしめなければならないことは、今後の問題として充分吟味する必要がある。

さて、すべての費用および収益を源泉に従つて対応させ、発生した会計期間に正しく割当ててることを利益計算基準とする損益法では、企業の営業成績の良否判断の尺度を明らかにするため、広い意味における企業利益は源泉別に区

分せられる。

その一は、損益取引の結果である利益で、これは営業損益および営業外損益の結果である経常的・反覆的利益と偶発的・臨時的利益とに区分せられる。

その二は、資本取引の結果である利益で、払込資本の調達ならびに返還、営業の譲渡、合併その他特殊な場合の贈与等によつて生ずるものであり、会社の払込資本およびその変形の結果発生するものと考えられる。

— 法 律 論 叢 —

これらの利益のうち、経常的・反覆的利益は当期の純利益として、費用・収益の期間的対応により損益計算書に直接算定され、偶発的・臨時的利益は利益剰余金計算上の項目として、また資本取引の利益は資本剰余金計算上の項目として、それぞれ剰余金計算書に計上される。かかる広義の利益、したがつて正確には剰余金は、財産法的にみれば全て法定資本を超過する純財産部分であるが、損益法では、収益力測定の目的からその源泉別に区分して計算される。そしてその配当の源泉としては、財務会計の見地から考察されるのであるが、法律上の配当可能利益との関連からみても損益取引から発生した利益は、偶発的・臨時的利益を含めて、当期の期間利益としてその配当可能性には問題はない。しかし、資本取引（この概念は、法律的に必ずしも明確であるとはいえないが）から発生した利益は、形式的には資本出資の形をとらいものも含まれるが、期間利益の計算基準からは、損益取引の結果である利益を生みだすための「元本」とみるべきで、これを配当可能利益に算入することは、結局、払込資本の一部払戻ないしは返還を意味することとなる。したがつて、期間利益との関連から規定される配当可能利益は、企業に投下された資本の運用の結果として獲得されたものに限定され、投下された資本、すなわち企業の側からみれば資本の調達過程から発生したものは、それと区別されねばならない。会計原則が「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」^{(一) (三) (一般原)}と定めているのは、この趣旨であつて、そこには資本剰余金に属

するものは配当に利用しえないという考え方が含まれているといつてよいであらう(6)。

ところで正規の損益計算に基づき算定される利益に配当可能性を限定し、収益力の測定と配当可能利益の計算とを同時に規制する方法としては、損益計算書を利益計算の基準として、そこに算定される毎期の純利益を中心に(会計原・財務規七二条)、それを累積した貸借対照表上の当期末処分利益剰余金(会計原則第三貸借対照表)を配当の対象と規制すればよいわけである。このような見地から立法論的に注目されるのは、アメリカ法曹協会が一九五〇年に公表した「模範事業会社法」(Model Business Corporation Act)の配当規制である(7)。同法のもとでは、会社が積立せず、かつ拘束されない未処分(未積立)利益剰余金(unreserved earned surplus)だけが配当可能利益とされており(同法四〇)、その例外は、減耗性資産を有する会社(wasting assets corporations)または株式配当(同法四〇)、および部分的清算としての分配または優先株主に対する累積配当(同法四一)の場合に限られる(8)。ここで利益剰余金の積立額というのは、同法六四条四項に定める取締役会の決議で積立てる任意準備金の額を指し、かかる利益剰余金は準備金とされる限度において、原則として配当に使用しえないものと定められている。利益剰余金の拘束額とは、同法五条二項に定める自己株式購入に使用された額を指し、金庫株として自己株式が保有される間は拘束され、配当可能利益に算入しえない(9)。このように未処分利益剰余金に配当可能利益を限定する模範法は、他方、剰余金に関して積極的定義を設け、剰余金とは、会社の総資産が表示資本(同法二条一、九条参照。この表示資本の構成は、わが商法とはほぼ同じである)を超過する額をいうとされ(同法二)、利益剰余金は、「会社の剰余金のうち、会社設立の時以後、または会社の資本剰余金もしくは表示資本の使用その他の方法により最後に欠損を填補した時以後の会社の純益、収入、利益と損失との差額に相当する部分をいう。ただし、株主に對する以後の分配額および表示資本への組入額は、右の分配および組入が利益剰余金からなされた限度で、これを控除する」と規定し(同法一)、ついで、資本剰余金は、「会社の利益剰余金以外のすべての剰余金をいう」と定めてい

る(同法二)。つまり、模範法にいう利益剰余金は、損益計算書によつて算定される当期純利益の累積したものであつて、剰余金計算の結果生ずる未処分利益剰余金を指すわけである(10)。そのために資本剰余金の財源は非限定的であり、きわめて弾力性をもつこととなる。

⑦ 収益力の表現である期間利益の性質を配当可能利益に反映せしめるためには、恐らく模範法の立場が将来のあるべき方向に向つてゐることは否定できないように思われる。しかし、すでに指摘されているように、この立場を実定法の配当規制に採用することは、従来 of 規制を全面的に改めることを意味し、問題はしかく簡単ではない(11)。費用収益取引に結びつく財産の変動過程を一元的に把握する複式簿記を前提とする限り、当期の費用を超過する収益は、その構造上純財産の増加部分と一致すべきはずであるが、収益に対応する期間的原価および費用の配分自体が本質的に判断と解釈に委ねざるをえない事項である以上(12)、損益計算の内容として、それに対する詳細な規定を網羅することには困難が伴う。しかも、期間損益計算の準拠する会計原則自体は、科学的定理のように実験によつて検証可能な事実ではなく、多分にコンベンションや経験上の仮説に基礎をおくものである(13)。したがつて、費用および収益の認識と判断の基準は、絶対的に正しいものが一つだけあるというのではなく、選択可能ないくつものものがありうるわけである(14)。会計原則上における期間利益計算の正確性は、結局、計算基準の同一性、いわゆる継続性の原則(principle of consistency)に求められる(15)。

他方、現行法の配当規制の行き方を修正することによつて、右と同じ結果に近づくことも不可能ではない。すなわち、利益計算は貸借対照表を基準とし、その枠内において法定資本にさらに損益法にいう資本剰余金を加えて配当控除項目として、これを純財産から控除する方法である。この場合の問題は、配当可能利益計算の前提となる純財産の計算を、損益法の立場に近づけること、および控除項目たる資本準備金を損益法にいう資本剰余金と同じ範囲に拡げ

ることである。配当可能利益の計算基準として、伝統的に承認してきた資本維持の内容をそのままに堅持する限り、配当可能利益に期間利益の性格を加味し、損益法による収益力の表示に均衡を保つ方法は、かかる修正によることも一つの立場である⁽¹⁶⁾。商法と会計原則の調整意見書における財産評価の基本的立場^(意見書八)、繰延勘定拡張の要請^(意見書九)、および自己株式の資産性の否定^(意見書一一)等は、かかる立場の表現であり、資本準備金財源の拡張の趣旨^(意見書一二E)も、配当可能利益の計算に期間利益の基準を反映せしめるためのものである。そして、かかる修正による損益法への接近が可能であるという具体的主張となつて現われたのが、つぎに検討する改正要綱草案の立場であろう。

(1) 法律上要求されるのは利益の存在であり、法定資本維持の観点からみた利益とは、本来かかる利益を考えるべきであろう。しかし、商法の配当可能利益に限らず、会計上の名目資本維持または実体資本維持等の観点からする配当可能利益も、それを分配して右の資本を侵害しないという意味での配当可能性である限り、利益の内容は本来問題にならない。会計上のかかる問題を検討したものとしては、森田哲弥「期間利益の分配可能性と尺度性——実体資本維持の利益概念を中心に——」(一橋大学研究年報・商学研究4)一三七頁以下参照。なお、木村重義「利益概念と会計理論」(会計学研究)三一頁以下参照。

(2) 任意準備金の配当可能性については、殆んど争いが無い。しかし、この積立てが拘束されている場合、これを無視した配当が違法配当となることを肯定する立場もあるが(田中(誠)「全訂会社法下」四二八頁)、債権者に対する関係では違法配当の効果を生じないと解すべきであろう。また、商法は負債性引当金について何等明文の規定を置いてないため、利益の有無に拘らず計上すべき引当金と、利益から積立てるべき任意準備金との限界が明らかでない。したがつて、引当金を計上すべきにも拘らずこれを無視した場合は、負債の過小評価による剰配当となり、反対に、引当金の性格をもたないものを負債項目に計上することは、負債の過大評価による秘密準備金の設定となる可能性がある。この点は、商法上の解釈問題として何の議論もされてないが、検討を要するように思われる。なお、拙稿「違法配当の効果」(綜合法学四〇号五七頁参照)。

- (3) 矢沢 惇「企業会計法の基本問題」(田中記念論集)五一—三頁参照。なお、並本俊守「商法の会計規定の一考察」(私法一五号)一四八頁以下は、現行法の二元論的立場を足がかりに、損益法に基づく解釈論を提起している。
- (4) 損益計算における当期業績主義と包括主義については、山下勝治編「損益計算論」(体系近代会计学二卷)二四七頁以下参照。
- (5) 例えば、矢沢・前掲田中記念論集五一—六頁以下。
- (6) 植野郁太「企業会計理論」五二頁。
- (7) 模範事業会社法の配当規制および計算規定については、Hackney, *The Financial Provisions of the Model Business Corporation Act*, 70 *Harv. L. Rev.* (1957) p. 1357 et seq.; Garrett, *Capital and Surplus under the New Corporation Statutes*, 23 *Law & Contemp. Prob.* (1958) p. 239 et seq. など、これを紹介したものととして、矢沢「計算規定の改正に関する若干の問題——配当可能利益の検討——」(商事法務研究七八号)三四頁以下参照。
- (8) Hackney, *op. cit.*, pp. 1338, 1384 et seq.
- (9) Hackney, *op. cit.* supra note 3.
- (10) 模範法のかかる利益剰余金の定義は、アメリカ会計士協会の会計用語委員会の採用したところだが (AIA Accounting Terminology Bull. No. 1, 33-34 (1953))、大体その様を採用したところである。Hackney, *op. cit.*, p. 1362; Garrett, *op. cit.*, pp. 239, 258.
- (11) 矢沢・前掲商事法務研究七八号二七頁。
- (12) Paton and Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 9th pri. (1960) p. 69; Hills, *The Law of Accounting and Financial Statements*, (1957) p. 167. など、植野・前掲書六八頁。
- (13) 会計原則のかかる性格については、Finney and Miller, *op. cit.*, p. 117 et seq.; Finney and Oldberg, *Lawyer's Guide to Accounting*, (1953) p. 78. など、Hackney, *op. cit.*, p. 1368.

(14) 模範法二条し項の利益剰余金に関する定義では、その同義語である純益 (net profits)、所得 (income)、収益および損失 (gains and losses) の意味が明確にされていない。Hackney, op. cit., p. 1370 によれば、模範法が、これらの内容および算定の基準について、会計慣行や原則に委ねる旨を明らかに規定しなかつたのは、利益の報告を中心とする現在の会計原則は、もはや配当規制をその主たる目的としていないことからみて正当であると述べている。

(15) 企業会計原則 (第一) 一般原則五「継続性の原則」の内容に関して、會計上種々の見解があることについては、木村重義「会計原則コンメンタール」六一頁以下参照。継続性の原則に対し法的意味づけをする場合は、例えばドイツ法のよう
に、財務諸表の作成内容に詳細な実定法規をおく立法例では、それが正規の簿記の諸原則の一内容に止まり、真实性の原則の一発現であるが、アメリカ法のように、評価基準や財務諸表方式を専ら一般に承認された会計原則に委ねる立法例では、行政法規 (SEC Regulation S-X) の面から會計手続変更の公示の要求という意味で、専ら公開性の原則に関連し、かかる二つの立場があるように思われる。

(16) この点で注目されるのは、ドイツ株式法の改正である。ドイツ法では、一九三七年の株式法制定により、著しく動態論の影響をうけた損益法の方向に向つているのは周知のとおりであるが、一九五九年一月三日成立の「会社財産による資本増加並びに損益計算書に関する法律」により、株式法一三二条の損益計算書の項目分類規定は、一層詳細に改正され、営業損益、営業外損益、繰越損益として純損益のように期間収益と期間費用の対応による区分表示が強行法規化された。なお、この点については、拙稿「ドイツ株式法の小改正」(法律論叢三五卷一号) 八九頁以下参照。

三 資本維持原則と収益力表示との調整

— 改正要綱試案の立場 —

改正要綱試案における配当可能利益は、それが貸借対照表を基準とする利益であること、および資本維持の建前か

ら配当控除項目を控除したのちに算定されることにおいて、現行法の立場と基本的には変つていない。ただ貸借対照表を基準とした利益計算であつても、試案では原価主義を徹底させ(第一、二、四)、現行法上認められないのれんの資産性(第六)および繰延勘定項目(第七)を新たに認め、かつ負債性引当金の計上を強制してその経費支出を禁ずる態度をとり(第九)、現行法に比較して、収益力の表現たる期間利益の計算基準が盛られている。現行法の財産法重視の立場に対して、改正要綱試案の狙えの一つは、その理由書に述べられているように、企業の収益力表示のため損益法による会計処理を可能にして債権者、株主および企業三者間の利害の調整をはかることにあるとされている。もつともその行き方として、損益計算書を基準とする期間利益の計算ではなく、現行法の修正により損益法の結果に近づけようとするわけであるが、いづれにせよ、収益力表示の点では、会計原則および財務諸表規則の立場への接近ないしは調整が企図されたものとみななければならない。しかし、試案のこのような立場も、配当可能利益に直接関連する控除項目の取扱については、評価益と合併差益の一部を資本準備金から解放し、かつ利益準備金の積立限度を引下げるのみで(第八)、いわゆるその他の資本剰余金(財務規五一條³、意見書二二E参照)については明言せず、さらに法定準備金を基準として新たに認める繰延勘定を拡張し、その超過額は配当から控除しなければならぬものとして(第一〇)、資本維持原則という商法固有の要求から、明確な一線を画している。収益力表示の観点では、従来の財産法的立場と会計原則等における損益法の立場との調整をはかり、期間利益の計算基準をとるが、その当期に流出する配当限度額の算定については、資産を財産に限つて資本維持の原則を貫く立場を堅持しているわけである。商法の計算規定の目的が配当規制におかれていることは否定できないが、試案の立場が従来の債権者保護の立場にこだわり過ぎていることも否定できないように思われる。以下いくつかの問題点をとり上げ、試案の立場を検討してみよう(一)。

- (1) 試案における損益は、貸借対照表を基準として計算せられるから、利益そのものは貸借対照表上の利益と観念

され、その枠内において期間利益に近づこうとする。そのためには、利益計算の基準である純財産額の計算が直接重要要素をもち、この点でつぎのような修正を試みる。すなわち、資産評価に関し、流動資産は原価を最高限とする時価主義^(第一要綱)、固定資産は原価主義により相当の減価償却を強制^(第二要綱)、金銭債権は債権金額を最高限とする時価主義^(第三要綱)、社債は取引所の相場のあるものは時価主義、相場のないものは原価主義^(第四要綱)、株式は短期保有のものは原価を最高限とする時価主義^(第五要綱)に改めようとする^(と)。ここで打出されている原価主義は、原価の期間的配分により正確な期間利益を計算する損益法^(第五要綱)の概念であるが、配当可能利益算定の目的からみれば、評価の最高限を法定することによつて、「評価の客観性」を保障するためのものである。その限り未実現の評価損益は排除され、配当可能利益も期間利益計算の基準をもちうる。しかし、評価の客観性の保障も、資本維持原則に基づく債権者保護の立場が守られる限度における原価主義である。つまり厳密には原価主義ではなく、とくに流動資産の評価にみられるように、原価を最高限とする時価主義を強制しているわけである。いわゆる低下主義というのは、利益は実現するまで計上せず、損失は未実現でも計上しなければならぬという保守主義の要請に基づくが、会計上も原価主義の発展したものとみられ、充分根拠のあるものとされ⁽³⁾、これを採用する立法例も多い⁽⁴⁾。しかし、収益力の表現たる正確な期間利益の計算は、実現損益の期間的把握であるから、未実現の評価益を計上しえないと同様に、継続性の原則を前提とする限り、未実現の評価損も当期の損失としないで、次期にそれが実現した場合に損失として計上すれば足るという意味では、原価主義を一貫する方が理論的である。したがつて、当期に企業外に流出する可能性の限度額である配当計算上も、期間利益計算上の観点から、評価の最高限である原価主義一元論でおさえておけば足りるはずである。それにも拘らず、時価の下落による評価損の計上を強制することは、現行法のように評価の最高限のみを示すという立場を去つて、同時に評価の最低限をも定めるといふプリンシプルに立つ二元論的評価原則をと

ることであり、そうであれば、未実現評価損の計上による秘密準備金設定を認める評価基準となる。これは収益力の表示をゆがめ、期間利益計算上の配当可能利益を減少せしめ、株主の利益に反する結果となる。この点で試案の立場は、従来の債権者保護の立場に強く引きずられており、むしろ、保守主義に基づく会計慣行を無視できないというのであれば、原価主義を原則とし、低下主義の選択を企業の判断に委せることも考えらう(5)。もちろんその場合、継続性の原則からみて、評価基準の変更を公開せしめることが必要となる(会計原則一般原則五・財務規二条)。(13・同取扱要領一七九条参照)。

(2) 収益力表示と資本維持原則との調整につき、試案においてとくに問題の多いのは繰延資産項目の拡張である。現行法に認められる繰延資産は、創業費、社債発行差金、新株発行費用および建設利息の四つの場合に限られている(商二八六条・二八六条之三)。(二八七条・二九一条IV)。

これは企業および株主保護のために、債権者保護の要請たる資本維持原則を緩和した商法の妥協であるから、制限列举でなければならず、これ以外の繰延資産の計上は認められないというのが通説である(6)。ところが会計原則においては、将来の期間に影響する営業経費と臨時巨額の損失は企業の堅実性を害しない限り、経過的に貸借対照表資産の部に計上できるものとされ(第三貸借対照表原則一D)。

創業費、株式発行費、開発費、試験研究費等の繰延資産は一定の償却方法によつて償却し、その未償却残高を計上するものとされている(同四二)。

これをうけた財務諸表規則では、創業費を含む創業費、社債発行費を含む社債発行差金、株式発行費、開発費、試験研究費、建設利息の六項目を繰延勘定として資産の部に計上することを認めている(ア)(三〇条)。現実の問題として会計実務上も右財務諸表規則等に準拠して行なわれている例が多く、何らかの形でこれを調整する必要があつた(なお意見書九)。

試案は、現行法に認めるもののほかに、新たに開発費、開発費等(新製品または新技術の研究、新資源の開発、新技術の採用および新市場の開拓のために特別に支出した金額)および社債発行費を繰延資産として認めるべきものとして、財務諸表規則等の立場に大幅に接近する態度を示した。理由書によれば、これは損益法の立場で会計処理をなしうる道を開

き、一応、企業および株主の利益をはかつたとされているが、他方、とくに「開発費等を繰延資産とすることは、不確実な資産を認めることになり、かつ、その金額が巨額になることもあるから、資本維持の原則の実質的な修正となる。また、開発費等の内容は必ずしも明確であるとはいえないので、会社のし意に流れる危険がある」ため、開発費については開業後五年内の償却を、開発費等および社債発行費については支出後または社債発行後三年内の償却を強制し、同時に、開発費および開発費等の金額の合計額が法定準備金（当期に積立てられる利益準備金額を含む）の合計額を超える場合には、その超過額は配当計算上控除すべきものと定め（第一〇）、結局、「貸借対照表上少なくとも資本の額に相当するこれらの繰延資産を除く純財産がなければ、配当をしてはならない」立場を堅持し、債権者の利益を保護した、とされている（九）。

本来、繰延資産の計上を承認する一般的根拠は、将来の収益に対応する費用として支出された金額は、将来その効果を発生して収益の源泉となり、また、費用の軽減に貢献するから、当期の収益に賦課せずに資産として次期以降に繰り延べ、次期以降の費用に計上してその期の収益に対応させ、企業の収益力を明らかにしようとする損益法の原理である（九）。ただ、有形・無形の財産と結合していないために、その資産性という点で、将来収益を生む可能性が比較的明らかでないことが多いとはいえるが（一〇）、試案としては、収益力の表現である期間利益の計算基準に対し、損益法をもつて利害の調整に矛盾しないという態度をとる以上、繰延資産計上の拡張も、換金性のない擬制資産としてではなく、企業の継続を前提とした将来の収益力に対し担保力ある資産性を認めたものといわなければならない。理由書にいわゆる損益法の会計処理を可能にするとは、適正な費用配分のために、会計的資産および会計的負債を認め、収益力の表現たる期間利益の計算を可能にすることであるから、このように考えるのが理論的である。しかるに試案は、これを配当計算上の控除項目として、配当可能利益の算定に直接関連せしめた（一一）。恐らく試案としては、

のれんのような無形資産に比較して(第六)、繰延資産の内容は不明確であり、かつ、将来の収益の増加または費用軽減の期待は不確実であるから、その内容、金額および償却に厳格な制限をつけ、収益力表示の見地からは会計原則等の立場に調整した。しかし、いかにその制限の枠づけを厳格にしても、資産計上を承認する限り、配当可能利益の算定額は大幅に拡げられる結果となる。かかる結果をそのまま認することは、換金担保価値を有する財産に限つて資本維持を貫ぬく商法の立場に反すると考へて、期間利益計算の前提として承認した繰延資産を、配当計算上は欠損金と同視しようというのである(12)。かかる試案の立場は、繰延資産の資産性を考慮したのではなく、あくまで配当可能利益の算定上、債権者保護の要請たる資本維持原則に片寄り過ぎているのである。これが会計原則等の立場に対する妥協ないしは調整といえるか否か疑問である。とくに疑問と思われするのは、配当計算上の直接控除項目たる繰延資産と、そうでない繰延資産とは、資産の部に計上される根拠が同じでないことを前提にする点で理論の一貫性を欠くことであり、また、繰延べを承認する基準を資本準備金を含む法定準備金としたことである。すなわち、つぎに述べられるように、試案の資本準備金の考え方は、利益計算上資本に準ずるものであることを明確にしているが、ここでは、配当計算上の最後の保障を法定資本だけに限定するわけで、期間利益の反映という観点からみて、配当規制の理論的統一を失つているように思われるのである。

繰延勘定の拡張に関連して、さらに、収益力に應ずる期間利益の配当を可能にするための臨時損失の繰延が問題となる。現行法の解釈としてこれが認められないのはもちろんであるが、立法論としても争いがあり、試案はこれを認めない(13)。

会計原則は、「企業の堅実性を害しない限り」という条件つきで資産の部に繰延上を認め(第三貸借対照表原則一D)、調整意見書もこれを認めるように主張している(意見書一三三)。そしてかかる繰延処理を認める条件として、(イ) 損失の原因は天災・

戦災等の災害であること、(d) 損害の客体は、固定資産または営業活動に必須の手段である資産であること、(e) 損失の程度は、当期末処分利益剰余金から当期の処分予定額を控除した金額で填補しえない額であること、(f) 繰延損失は一定年間に利益剰余金をもつて償却すること、とし(14) (会計原則) (注13参照)、かつ、これを貸借対照表資産の部に計上して繰延することの必要な理由については、「企業財政の回復を速かならしめ、却つて健全な会計慣行の発展に資するものである」とされている(意見書^(一)三参照)。災害等の不可抗力による損害が巨額である場合、その負担は企業の継続全期間にわたつて行われるべく、収益力の表現である期間利益の計算上は、不可抗力によつて生じた損失である以上、営業成績の下落によるものではないから、この損失を会社の収益力の減退とみることは避けるべきであろう。したがつて、かかる損失の発生した会計年度にその全部を負担せしめず、次期以降の利益剰余金によつて償却するものとして、これを未処理のまま繰延べることがありうる(15)。しかし、このような損失を繰延べておいて、他方において利益配当を行うことが妥当であるか否かは別問題である。これを認めることは、企業や株主の利益にはなつても、それが資産性の認められる繰延勘定ではなく、まさに損失の繰延であつて、利益の前払である以上、著しく債権者保護の要請に欠けるので、試案がこれを認めなかつたのは止むをえないことであつたと思われる。もつとも、現行法は損失の繰延を認めたと解される建設利益の配当を規定しているから(商二九^(一)条)、特別の法定要件の枠を定め、かつ裁判所の厳格な監督を条件として、臨時損失の繰延処理を考慮する余地はあつたと思われる(16)。

(3) 配当可能利益が貸借対照表を基準として算定される限り、配当控除項目としての法定準備金の範囲が問題となる。現行法は、昭和二五年改正において、これを資本準備金と利益準備金とに分け、その限度で期間利益の計算基準を会計原則等の立場に調整した。しかし、資本準備金の範囲が必ずしも会計原則等という資本剰余金の範囲と一致せず、収益力表示との関連においてその調整に問題を残してきたわけだが(意見書^(一)二参照)、試案もその点は解決していな

資本準備金の範囲を資本剰余金に一致させるためには、損益法にいう資本取引に基づく剰余金を資本準備金と定めることも考えられる。しかし、資本取引に基づく剰余金が何であるかにつき、これを法定することは困難であり、会計原則等に挙げられる項目だけで果して充分であるかについても、やはり問題は残るわけで、この範囲を拡げること、法律上の規定として明確性を欠くおそれがある。もともと会計原則等にいう資本剰余金の非限定的性格は、論理的根拠に基づくわけではなく、利益以外の源泉から生ずる剰余金を消極的に資本剰余金と定め、剰余金を企業内部に留保する場合のいわば「ゴミ捨場」と考えることに由来する。つまり、利益の累積額からなる利益剰余金の限定を前提として、資本剰余金の範囲が規定されるに止まるわけである。したがって、配当可能利益の計算上、かかる基準をとるとすれば、先に述べたアメリカ模範事業会社法のように、損益計算に基づく利益剰余金に配当を限定する形をとらざるをえない。このような配当規制をとらず、現行法の基本的枠内において、収益力に応じた配当を可能にする立場に接近しようとする試案としては、結局、収益力表示の面では、資本剰余金を資本剰余金として表示すること、干渉することなく、ただ、配当計算上の控除項目としては従来どおり資本準備金を制限列挙する立場をとり、収益力表示と資本維持原則との二つの立場の調整をはかつたわけである。そして現行法における額面超過額、払込剰余金、資産評価益、減資差益および合併差益のうち、評価益と合併差益の一部を除くこととして（第八（参照））、少なくとも資本準備金は、資本剰余金のうち、株主の出資またはその変形のみを財源とする、いわば法定資本に準ずる性格をもつものであることを明確にして、維持すべき資本の範囲を明確にしたのである（18）。評価益を除いたのは、試案の立場では、決算評価を前提とする限り、原則としてこれを生じないからであり、会社の更正、整理、減資および再評価法等に基づく特殊な場合を除くすれば（この場合には、資本準備金とすべき旨の但書を要すると思われるが（意見二（参照）））、例

外的に評価益を生じた場合でも、これは会計期間内における価格変動によるものであるから、当該期間の利益に吸収させても差支えないとするわけで、決算に関する限りは妥当である⁽¹⁹⁾。合併差益のうち、消滅会社の任意準備金相当額を除くのは、合併による企業の実質的同一性を(消滅会社の利益準備金その他の任意準備金をそのままの形態で)保持できる余地を認めようとするもので⁽²⁰⁾、存続会社または新設会社の配当可能利益の減少を避け、実際上の便宜をかつたとされているが、これはあくまでも例外であつて、原則的には資本準備金にする建前をとる。したがつて、「資本取引によつて利益を生ぜず」という会計原則と基本的には対立しない⁽²¹⁾。

試案は、さらに利益準備金につき、その積立限度は資本準備金との合計額を基準として、資本の四分の一に達するまでと定め、かつ、その積立額は株主に対する配当額の一〇分の一という基準を明らかにしようとする。利益準備金は、損益法の立場からみれば利益の留保部分であるから、それが法定準備金とされるのは、その限りで法が政策的に利益留保を強制したものと考えることができる。したがつて、その積立限度額の法定は、いわば立法政策の問題であり、この考え方を押し進めると、利益準備金制度を廃止して、企業の自主的判断に委ねることも考えられる⁽²²⁾。試案は、これを資本準備金との合計額を基準として、資本の四分の一まで積立を強制する⁽²³⁾。しかし、現実の問題としてわが国の企業においては、再評価積立金を除いた資本準備金は少いのが通例であつて、しかも増資または法定準備金の資本組入れが行われるから、資本の四分の一に達する時期は年々先へ繰延べられ、株主に対する配当計算上の制限の枠は益々拡大される結果となる。もつともこの点は、自己資本充実という要請のもとに、株主にとつて全くの不利というわけでもないから、とくに試案の立場が不当であるとはいえない。ただ、若干気になるのは、資本準備金との合計額を積立限度額の基準にしていることである。前述のように、試案の資本準備金の定めは、会計原則等にいう資本剰余金と範囲こそ違つているが、資本取引のうち株主の出資またはその変形のみ限定して、法定資本に準

する性格のものであることの意図がはつきりしている。しかるに利益準備金は本来利益の留係であるから、その積立限度を、性格の違つた資本準備金との合計額で法定することは、準備金すなわち利益留保という印象を与え、収益力に応ずる配当を可能にするための資本準備金と、利益留保にすぎない利益準備金との性格上の区別が曖昧化されるおそれがあるはしないかと思われる(24)。

(4) 商法上、留保利益である任意準備金も配当可能利益である。しかし、現行法には、負債として利益計算上必ず控除すべき引当金に関しては明文の規定がなく、利益の留保と負債との限界は必ずしも明確ではない。資本維持の観点からみれば、法律上債務であるものを負債として計上しないことは、負債の過小評価として、配当計算上蝕配当の危険があり、債権者の利益に反することとなるが、収益力の適正な表現としての期間利益の計算上からみれば、債務でないものを負債として計上することは、秘密準備金の設定を伴い、収益力を過小表示する結果となり、かつ、配当可能利益を減少せしめて株主の利益に反する(25)。このような負債性の引当金の問題に対し、試案の定めていることは、債務の発生が不確定な場合および債務の金額が不確定な場合であつて、しかもその債務の発生原因が当該会計期間内にあるときは、必ず負債として計上しなければならないとする(第九(第九)条)。しかし、明文のない現行法においても、その解釈として、債務が当該会計年度内に発生している限り、これを負債として計上しなければならないことは、配当規制との関連からいわざるを得ないことであつて、その意味では試案の定めは格別の意義をもつていない(26)。むしろ、試案の狙つているところは、試案のいう基準に当たらないものは負債として計上してはならない、という点におかれているとみるべきである(27)。

ところで、会計原則等という負債性引当金は、将来の特定の支出に対する引当金で、その負担が当該年度に属し、その金額を見積ることのできるものと定め(財務規程取扱要領(一三七条照条))、そのうちには、流動負債に属する納税引当金、修繕引当金、

- (1950) S. 98)。イギリス会社法では評価基準を明定せず、ただ第八附表一一条(7)が流動資産につき、取締役が表示額よりも実現価額が低いと認めるときは、それを脚註等で報告しなければならないと定めている (Bateman, op. cit., p. 11) しかし、判例法では、配当計算上他に利益のない限り流動資産の評価損を考慮しなければならないとして、低価主義を要求している (Gower, op. cit., p. 113)。アメリカでも低下主義により、評価損計上を妥当とするのが判例・学説である (Hills, op. cit., p. 75; Dohr-Thompson-Warren, *Accounting and the Law*, 2d. ed. (1955) p. 296 et seq.)。
- (5) これを強調するものとして、久保・前掲青山法学論集二二三頁参照。
- (6) 学説については、矢沢「財産評価と繰延勘定」(株式会社法講座五卷) 一五七七頁参照。
- (7) 会計原則の立場と違つて財務諸表規則の繰延資産は、制限列举であると解されている (木村・前掲会計学研究一四三頁参照)。
- (8) この点は、味村治・企業会計一二卷一二号一二五頁以下、および上田明信・商事法務研究一九〇号八頁の説明参照。
- (9) Hills, op. cit., p. 110 は、繰延勘定とは将来の経営に賦課せられるべき支出または将来の収益を増加する目的で行われた支出を回収するものとして、また、Trumpler, a.o., S. 211 は、年度決算の期間的限定は支出または収入をその関連する全期間に配分することを要求するとして、いずれも繰延資産は固有の意味における財産ではなく、会計上の資産または貸借対照表技術としての資産であることを指摘する。なお、植野・前掲書一七三頁参照。
- (10) 木村・前掲会計学研究一四一頁。
- (11) 現行法に対する立法論としてこれを強調するのは、矢沢・前掲株式会社法講座五卷一五七八頁、味村「計算規定改正についての若干の考察」(商事法務研究一〇七号) 七頁。
- (12) 大住達雄「開発費という名の欠損金」(商事法務研究一九六号) 二頁以下参照。
- (13) その理由については、味村・前掲企業会計一二卷一二号一三〇頁参照。
- (14) 詳細は、木村・前掲コンメンタール二五二頁以下参照。

- (15) 木村・前掲会計学研究一六八頁。
- (16) 立法論としてこれを認めるのは、忠佐市「会計原則と商法・税法」二五一頁、石井・前掲書四〇五頁、矢沢・前掲田中記念論集五三二頁、同・株式会社法講座五卷一六〇一頁。
- (17) この点については、吉田 昂「株式会社資本の債権者保護的機能」(商事法務研究一一六号)四頁、鈴木・矢沢「株式会社計算規定の改正」(私法二二号)二五頁以下参照。
- (18) 矢沢「株式会社会計規定改正の問題」(企業会計二二卷一一号)一三三頁。
- (19) 現行法の解釈としても、決算に関する限り、流動資産の評価益を資本準備金に組入れることには疑問がもたれている(本稿一註²⁹)。なお財務諸表規則九一条は、資本準備金の組入を不要と定めている。
- (20) 立法論としてこれを強調するのは、大住達雄「株式会社会計の法的考察」二一九頁。なお、黒沢 清「新商法と会計原則」一〇二頁以下参照。
- (21) 矢沢・前掲企業会計二二卷一一号一三三頁。
- (22) イギリス会社法A表一一七条は、配当委託前に取締役は適当な準備金を利益から留保できると定めるのみで、法定準備金について規定せず、同法第八附表二七条一項(b)号では、準備金は評価性引当金または負債性引当金を含んではならぬと定め、かつ、同条二項は、引当金のうち、取締役が合理的に必要な範囲を超えるものと考えた部分は利益留保として表示すべきものと定め、任意準備金積立を専ら表示の面で規制し、その額については、取締役の合理的判断に委ねている(なお、Bateman, op. cit., p. 26 et seq.)。アメリカ法においても法定準備金の定めはなく、判例法上、取締役は、悪意のない限り、企業の必要に応じて適当な準備金を積立てる権限を有すると認められ、その準備金の意味については会計上の意見(AIA Accounting Terminology Bull. No. 1, Review and Résumé 27 § 59 (3) (1953))とはほぼ一致して用いられる(Hills, op. cit., pp. 137, 138)。
- (23) この積立基準は、現行法二八八条およびドイツ株式法一三〇条二項一号と考え方の基礎は共通であるが(なお、Vgl.

Trumpler, a.a.O., S. 273) ドイツ法では利益準備金と資本準備金を區別せず、一元的に法定準備金と定めているのに反し、わが商法は、これを二元的に區別している点に準備金としての性格の違いがあることに注意すべきである。

(24) もともと法定準備金には、会社債権者のために担保として追求可能な会社財産を増加するという意味しか認めていないのが商法上の通説的考え方である。しかし、とくに資本準備金は、配当されるべき利益が収益力に対応するという観点からのみ理由づけられる制度である。この点で額面超過額の法定準備金組入を定めるドイツ株式法二三〇条二項二号に関する Ballestedt, Kapital, Gewinn und Ausschüttung bei Kapitalgesellschaften, (1949) S. 47 は、額面超過額すなわち法定準備金の積立が多いほど、法定資本を超過する純財産が多いわけであつて、新株の額面超過額に比例して旧株の实际的、収益的価値は高く、企業は健全であるから、債権者保護の必要は少い。したがつて、額面超過額の法定準備金組入に関する規定は、静態的 (statisch) に債権者利益の見地から資本の強化にその契機を求めるよりも、むしろ正確な成果表示の動態的 (dynamische) な利益にこれを求めるべきである、と述べているのは注目される。

(25) Vgl. Trumpler, a.a.O., S. 279.

(26) かかる引当金の計上は、既にドイツ株式法一三一条一項に認められている。すなわち同法は、負債を確定債務 (同条一項 B 5 号) と不確定債務 (同条一項 B 4 号) とに分け、債務の発生または金額が不確定な場合には、引当金の計上を認める。そして同条五項後段は、準備金、価値修正費および引当金は負債として計上することをえずと定めて、不確定債務に對する引当金は確定債務と区分して表示すべきものとしている (Trumpler, a.a.O.)。

(27) この点については、矢沢・前掲企業会計二卷二二号一三六頁。

(28) 例えば、ドイツ株式法上の解釈として、秘密準備金の設定は適法視されているが、その積立範囲は無限ではなく、合理的な商人の判断 (vernünftiges kaufmännisches Ermessen) により制限せられると解されてきた (Trumpler, a.a.O., S. 231)。一九五八年公表の株式法改正草案二五一条二項以下は、秘密準備金設定の制限に関する規定を設け、固定資産については、定款の規定により、かつ定款の規定が許容する場合でも、会社の最も近い将来の生活力および抵抗力を確保

するために合理的な商人の判断により必要な範囲において（同条Ⅱ）、在庫品その他の資産については、これらの資が産換価されるまでの価格変動を評価に影響させないために合理的な商人の判断により必要な範囲において（同条Ⅲ）、ともに意識的な過少評価（bewusste Unterbewertung）による取締役の秘密準備金の積立てを認め、その額が合理的な商人の判断によつて要求されない意識的な引当金の設定による秘密準備金の積立ては許されない（同条Ⅳ）、と定めている（詳細は Mellerowicz, Rechnungslegung und Konzernabschluss, in Beiträge zur Aktienrechtsreform, (1959) S. 210 ff.）また、イギリス会社法第八附表二七条二項は、評価性引当金または負債性引当金のうち、取締役が合理的に必要な範囲を超えるものと考えた部分は、引当金としてではなく、利益留保として（as a reserve）、表示すべきであると定めている（Bateman, op. cit., p. 26）。

むすびにかえて

商法の配当可能利益の概念は、株主有限責任原則と表裏一体をなす資本維持原則の重要な内容として、「利益なければ配当なし」という配当規制の見地から生ずるものであり、それを配当しても維持すべき資本は侵害せられないという観点から規定せられる概念である。そこでは債権者保護の機能が唯一の目的として強く支配し、債権者のために維持すべき資本の限界を超えて余れるもの、すなわち配当可能利益であると観念されている。したがつて、かかる資本維持の観点から行われる利益計算は、時点的な利益計算であつて、期間利益の計算ではない。ところがその期における企業活動の良否判断の基準となる期間利益の測定は、収益力の表現として、商法の配当可能利益の計算基準に反映しなければならぬ。けだし近代の株式会社をめぐる利害関係人の利害の調整は、債権者のために資本の維持をはかるだけでは足りず、株主および将来の投資者のために、進んで配当の財源を期間損益計算の結果算定される利益に限定することが必要となつたからである。このような発展段階に照応して、結局、問題は、商法固有の立場からする

資本維持原則と、会計原則等の立場からする収益力表示との二つの目的を、配当計算上いかに調整するかにかかつており、この点で商法の基本的立場を変更せず、その部分的修正によつて、収益力表示の目的にアプローチを企てるのが改正要綱試案である。

○本稿は、以上のような観点から試案の立場を検討したが、少なくとも収益力を適正に表示するという点では、現行法の立場に比較して、試案は会計原則等の立場をかなり正当に評価する態度を示した。しかし、正確な損益計算から生ずる期間利益に配当を限定するという点では、さらに従来資本維持原則からする制限を一層厳格にして、表示と配当は別であるという論理を強調している。その結果、理論の一貫性を欠き、いわば八方美人的な破綻を免れなかつたが、試案の立場が会計原則等に対する妥協である以上、現実の段階として、これは止むをえなかつたことかも知れない。むしろ、この点で反省すべきは、会計原則という一つの実践的規範に対する法的認識が、法律学者の側に一方的に欠けていたことではなからうか。諸外国法においては、一般に承認された会計原則 (generally accepted accounting principles) あるいは正規の簿記の諸原則 (Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung) が、程度の差はあるにせよ、実定法規範としての内容をもつており、これが商法ないしは会社法と企業会計との媒介をなしている。商法の計算規定は、商法固有の法目的から体系づけられるべきであることはいうまでもないが、その場合に、隣接科学の成果としての会計原則等を現行法の枠内に摂取して行われる解釈は無視されるべきでなく、また、立法論として将来の法的規制を考へる場合にも、商法固有の法目的に留意しながら、会計原則等を法的に評価し、かつ法的に意味づけていくことは、きわめて重要なことである。しかし、この点は、企業会計法における今後の課題であつて、これからの研究にまたねばならない。

(一九六一・九・三〇)

(付記) 本稿の脱稿後、西山忠範氏の学位論文「株式会社における資本と利益」が公刊された。右書は、わが国における企業会計法分野での数少い労作の一つであり、示唆に富む有益な文献であるが、本稿では参照しえなかつた。